

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 南部福祉保健所長

上原 真理子



平成27年6月1日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。


主 文

南部福祉保健所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年5月8日付南福第4-17号で行った生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

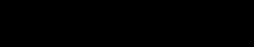
1 審査請求に至る経緯及び審査請求人の主張

審査請求人 （以下「請求人」という。）は、平成27年4月9日付で、処分庁に対して、法による保護（以下「保護」という。）の申請を行ったが、処分庁は本件処分を行った。

請求人はこれを不服とし、平成27年6月1日付で沖縄県知事に対し審査請求を提起した。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は、南部福祉保健所職員（以下「職員」という。）による家庭訪問調査時に、により就労することができない旨主張していること。

(2) 職員が、請求人が通院する医療機関に病状把握の依頼を行ったところ、通院歴が内科、外科それぞれ1度しかないため就労の可否・程度について意見

することは難しい旨の回答を得ていること。

- (3) 処分庁は、請求人の就労の可否・程度を判断するため、平成27年4月27日付けで請求人に対し上記(2)の医療機関にて速やかに検診を受けるよう命じていること。
- (4) 請求人は、処分庁が本件処分が行われるまでに医療機関で検診を受けておらず、検診命令に従わなかったこと。
- (5) 処分庁は、保護申請から本件処分が行われるまでの間、請求人に対し求職活動を行うよう助言指導を行っていたが、目立った成果は無かったこと。
- (6) 処分庁は、検診命令に従わなかったこと及び稼働能力不活用を理由に、本件処分を行ったこと。

2 法令等

- (1) 法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- (2) 法第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 省略

- 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

- (3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会

議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

- 2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。
- 3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。
- 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

(4) 局長通知第11の1の(2)

要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

(5) 局長通知第11の4の(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要が認められるときは、法第28条第4項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。

- (6) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第0330001号（以下「適正運営手引」という。）Iの1の(2)には、保護の要否判定に必要な書類は、申請から保護の決定を行うまでの間に、極力速やかに提出するよう求めることを示している。

3 判断

(1) 検診命令違反による申請却下について

法第28条は、処分庁が保護の決定及び実施のため必要があると認めるときは、要保護者（保護の開始の申請者を含む）に対し、指定する医師の検診を受けべき旨を命ずることができるとし、要保護者が医師の検診を受けべき旨の命令に従わないときは、保護の開始の申請を却下することができるとしている。

請求人は、処分庁から検診命令を受けたにもかかわらず、当該処分決定までに検診を受けなかったことが認められる。適正運営手引は、要保護者に対して保護の要否の判定に必要な書類は、申請から保護の決定を行うまでの間に極力速やかに提出するよう求めることとしている。よって請求人は、検診命令を受けた後、速やかに指定された医療機関にて検診を受ける必要があったのであるから、処分庁が、請求人が保護の決定までに検診命令に従わなかったことを理由に、保護の開始の申請を却下したことについて、違法・不当な点はない。

(2) 稼働能力不活用による申請却下について

生活保護制度では、国民の側において保護を受けるための要件として補正性の原理を規定している。保護に要する経費は、国民の税金で賄われていることから、保護を受けるためには、各自がそのもてる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合に、はじめて保護が行われることになる。

生活保護制度上、稼働能力は法第4条第1項における「資産、能力、その他あらゆるもの」に含まれ、これを活用することが保護を適用するための要件として定められており、稼働能力活用の判断基準は、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つによることとされている。

稼働能力があるか否かについては、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うことが必要である。

本件処分について、請求人が、傷病により就労できない旨主張していることに鑑みれば、稼働能力があるか否かを判断するにあたって、医学的評価は必要不可欠なものであると考えられ、処分庁が、これを欠いたまま請求人に求職活動を行うよう助言指導することは適当ではなく、また、請求人がこれに従わないからといって保護の要件を欠くとし、本件処分を行ったことについて瑕疵があると認められる。

- (3) 上述(1)のとおり、処分庁が、請求人が検診命令に従わないことを理由に、保護の開始の申請を却下したことに違法・不当な点はないが、上述(2)のとおり、請求人の稼働能力不活用を理由に本件処分を行ったことについては瑕疵があると認められるため、本件処分を取り消す。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年

法律第160号) 第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年7月16日

沖縄県知事
翁長 雄志



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。